

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十八号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

#### 二 作業種類

公共測量（一級基準点測量、二級基準点測量、四級基準点測量）（車載写真レ

ーザ測量）

#### 三 作業地域

埼玉県三郷市高州一丁目から三郷市高州四丁目

#### 四 作業期間

令和五年四月十五日から令和五年八月三十一日まで